

国の「子ども・子育て会議」における「区分」及び「保育必要量」に対する主な意見

- ・長時間は、週6日間、8時間となっているが、通勤時間や休憩時間を踏まえると1時間程度というのは理解できるが、保護者の就労が5日間の場合、6日間利用することはないのでないか。
- ・短時間について、週6日、1日8時間まで利用可能なように見えるが、1日2～3時間しか働かなくても8時間利用させる必要はあるのか。毎日最低何時間就労という条件も考えられてしかるべきではないか。
- ・子どもの育ちの観点から年齢に応じて園で過ごすべき時間を示し、必要以上の長時間の保育は例外的・抑制的になるような制度にしていくことが、子どもの健全な発達と公費の効率的な活用という両面からみて必要なのではないか。
- ・極めて短時間まで保育所で受け入れることは疑問。待機児童数も増えることになる。
- ・保育短時間認定の対象となる1ヶ月48～64時間の人にまで、土曜日を含めて1日8時間の保育を保障することは過剰ではないか。利用者負担について利用実績に応じた設定とするなど、長時間保育の推進につながらないように、適正な保育利用となるような工夫が必要ではないか。また、保育標準時間認定についても、ワークライフバランス推進の重要性を踏まえ、8時間を超える利用については利用者負担を求めていくべきではないか。
- ・月曜日～金曜日のフルタイム就労の場合における土曜日の利用など、フリーライダーとなり得る利用に関して何らかルールが必要ではないか。
- ・保育標準時間の下限を1週間30時間程度、保育必要量として1日当たり原則保育時間を8時間、利用可能な時間、開所時間を11時間とする方針案については、保護者の労働時間、通勤など就労の実態や保育の利用実態を踏まえたものとする。
- ・日曜日に就労している人も多く、こうした人への保育の提供も柔軟にあるべきではないか。
- ・現在の保護者の子育て、就労を取り巻く環境を見ると、細切れでなく、子どもが育つ環境を提供することが重要。
- ・長時間保育を推進したいと考えている人はいないと思う。毎日10時間以上預けたいと考えている人はおらず、あるとすれば、支えられなくなっている人ではないか。

こういう人達にどう手をさしのべていくのか、という観点も重要。保育は、単に、保護者の就労保障としてその時間だけ預ければ良いというものではなく、子どもの育ちを保障していくものである。

- ・新制度では、様々な場面における保護者達の悲鳴を受け止める必要がある。その上で、ワークライフバランスとの関係についても、継続的にチェックしていくべき。
- ・実際に現在乳幼児を育てている立場としては、8時間の就労時間に通勤時間、休憩時間が加わることは一般的であり、これを認めないとなると大混乱。長時間労働の抑制については少しずつ是正していくことしかできず、その受け止めとしての保育保障は重要。

公定価格の議論を進めるためにも、小異を捨てて、速やかに議論をまとめるべき。

- ・現行制度においても、保護者の就労時間等に必要な範囲で利用されているのが実態。実施の利用時間も分散しており、11時間、延長保育を利用するケースは都心部に通勤している人が中心。保育所においても保護者の就労状況を概ね把握しており、目に余る場合は指導している。事務局案の保育必要量はあくまで利用可能な範囲を示したものであり、2区分とすることも含めて妥当と考える。
- ・ワークライフバランスは重要であると考えますが、現に存在しているニーズにどう応えるかも重要。
- ・現在の保育所は保護者の育児環境等を踏まえて子育て支援を行っており、ことさら長時間保育を進めているものではない。
- ・子育て支援に関する専門性を活かして親子の絆を構築していくことが重要。適正な利用を前提として、事務局案に賛成。土曜日の利用に関しては、地域差があると考えており、フォローしていくことも必要。
- ・現場を預かる基礎自治体としては、事務局案の2区分が妥当と考える。保育短時間の必要量についても、必ずしも過剰な利用に繋がるとは考えにくく、逆に、利用実績に応じてきめ細かく利用者負担を変えていくことにすると、保育現場、市町村ともに事務負担が非常に重く、かえってコストが合わない。
- ・保護者にも様々な事情があり、幅広く救うことが基本的な意義。